

就学援助費申請のお知らせ

就学援助制度とは、経済的に就学が困難なご家庭に、学校生活に必要な費用の一部を江戸川区が援助する制度です。就学援助は保護者の申請に基づき、世帯全員の前年所得額を基準として審査します。このお知らせをよくお読みのうえ、ご希望される方は「就学援助費受給申請書」を提出してください。

1 援助を受けることができる方

江戸川区に住んでいて、江戸川区立または国公立の小・中学校、不登校特例校に通学しているお子様がいらっしゃるご家庭で、下記(1)から(3)に該当するご家庭が対象となります。(江戸川区以外にお住まいの方は、住所地の教育委員会へご相談ください。)

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 前年度又は本年度において生活保護の停止又は廃止を受けた方
- (3) 生活保護は受けていないが、それに準じる程度に困窮している状態にあると江戸川区教育委員会が認めた方

〈所得の目安〉

下記の表は大体の目安であり、世帯構成・年齢等により変わります。

世帯所得は、世帯構成員の年齢等により世帯ごとに異なりますので、お問い合わせいただいても審査前に世帯所得の計算をすることはできません。

世帯構成例		令和7年分の世帯所得
2人	父または母33歳、子ども(小1)	227万円 以下
	父または母38歳、子ども(中1)	242万円 〃
3人	父35歳、母31歳、子ども(小1)	289万円 〃
	父39歳、母37歳、子ども(中1)	306万円 〃
4人	父38歳、母33歳、子ども(小3、4歳)	319万円 〃
	父42歳、母38歳、子ども(中1、小4)	350万円 〃
5人	父38歳、母32歳、子ども(小4、小2)、祖母65歳	372万円 〃
	父48歳、母45歳、子ども(高校生、中2、小4)	390万円 〃

- 上記の表の中にある「世帯所得」とは、所得のある人全員の合計金額です。
- 所得とは、給与所得者の場合は給与所得控除後の金額、事業所得者の場合は必要経費を除いた金額です。
- 土地や建物の譲渡に関わる一時的な収入や都市計画道路・土地区画整理事業等に関わる一時的な収入がある場合は、お問い合わせください。
- 家族状況の急変(離婚、主たる生計者である保護者の死亡)、主たる生計者である保護者のリストラ、倒産による失業、事故・病気等の事由により年度途中で申請することも可能です。お問い合わせ先までご連絡ください。

2 申請手続き ～ お子様1人につき、それぞれ申請が必要です ～

希望される方は、「就学援助費受給申請書・口座振込依頼書(兼認定台帳)」を次のいずれかの方法で申請してください。

- (1) 申請方法
 - ・ 電子申請 … 右記QRコードより区HPの電子申請サイトにて申請
 - ・ 紙による申請 … 同封の就学援助費受給申請書を学校または学務課学事係へ提出



- (2) 就学援助費振込口座について **裏面の〈通帳コピー見本〉、〈記入例〉をご覧ください**
 - ・ 振込口座は児童生徒本人の父または母の口座となります。(児童生徒本人名義の口座は不可)
 - ・ 振込口座を記入し、通帳の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カタカナ)の記載されているページのコピーを添付してください。
 - ・ Web通帳(通帳不発行式)の場合は、Webサイトから口座番号連絡書(金融機関によって名称が異なります)を印刷し添付してください。

3 提出期限・・・

令和8年4月30日(木)

上記提出期限を過ぎてからの申請の場合は、提出のあった月からの審査となります。

認定された場合は、認定日以降の支給となります。

令和8年度の就学援助費申請は、令和9年3月12日(金)まで受け付けします。

4 内容審査

教育委員会では、「就学援助費受給申請書」により、認定審査に必要な範囲で住民登録や課税、生活保護、児童扶養手当などの個人(世帯)情報を閲覧し、審査のうえ認定を決定します。そのため、**住民税の申告が済んでいない場合や、必要書類が添付されていない場合は審査をすることができません。税の申告は収入の有無にかかわらず、区役所課税課あるいは税務署で行ってください。**

- (1) 審査の対象となる家族
 - 原則、住民票の世帯で審査します。ただし、以下の場合は審査の対象に含めます。
 - ・ **婚姻関係にある父母は別居していても審査の対象となります。また、離婚後も同居所に居住している場合は審査の対象となりますのでご記入ください。**ご事情がある場合にはご相談ください。
 - ・ 単身赴任または遠隔地扶養のご家族は、児童生徒本人からみて、父母・兄弟姉妹のみが対象となりますのでご記入ください。
- (2) 令和8年1月1日現在、江戸川区に住民登録がある場合
 - 審査に税務情報が必要となりますので、世帯全員(被扶養者を除く)の住民税の申告を行ってください。
- (3) 令和8年1月2日以降に江戸川区へ転入された場合
 - 令和8年4月1日時点で、16歳以上の方全員分の「住民税課税証明書・非課税証明書」の提出が必要です。(令和7年分の所得金額、扶養情報等が記載されているものが必要です。自治体により名称が異なる場合があります。)
- (4) 江戸川区以外に住民登録をしているご家族がいる場合
 - 江戸川区以外に住民登録をしている方の「住所、氏名、生年月日のわかる書類」(住民票の写し、マイナンバーカードのコピー等)を申請書に添付してください。
 - また、令和8年4月1日時点で16歳以上の方全員分の「住民税課税証明書・非課税証明書」の提出が必要です。(令和7年分の所得金額、扶養情報等が記載されているものが必要です。自治体により名称が異なる場合があります)

5 認定結果

7月上旬にご自宅へ郵送します。ただし、提出期限を過ぎてからの申請については、**8月以降**に郵送します。

6 その他

就学援助費申請後に、氏名に変更が生じた場合は下記問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】江戸川区教育委員会 学務課 学事係 (☎ 03-5662-1624)
もしくは、通学している学校

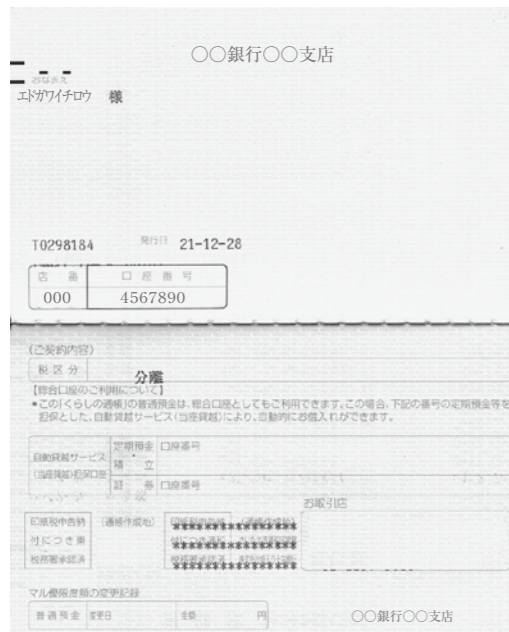
7 援助の内容

- | | | |
|-------------------------------------|---------------------------------------|---------|
| ① 学用品・通学用品費 | ② 新入学児童生徒学用品費(入学前準備金) | 3 校外活動費 |
| 4 修学旅行費(小学校のみ) | 5 宿泊を伴う校外活動費[林間学校・セカンドスクール・ウィンタースクール] | |
| 6 卒業記念アルバム費 | ⑦ クラブ活動費(中学校のみ) | |
| 8 医療費(学校保健安全法に基づくもの=虫歯・中耳炎などの学校病のみ) | | |
| ⑨ 通学費(特別支援学級通級者、日本語学級通級者のみ) | | |

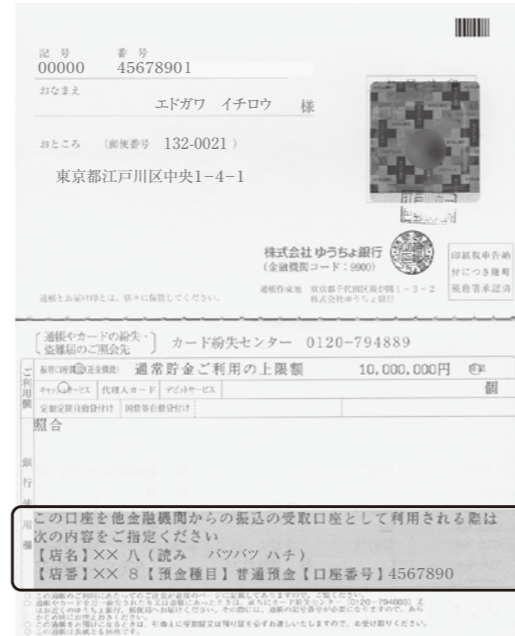
- 認定結果が出る前に行う行事などの費用は、認定後支給します。
- 新入学児童生徒学用品費は、入学前の2月1日時点で認定されている世帯に3月中旬に入学前準備金として支給します。ただし、入学前準備金の支給を受けていない場合は入学後に支給します。
- ○囲みの番号について、生活保護を受けている方は、福祉事務所から支給されます。
- 中学3年生の修学旅行費については、江戸川区立中学校修学旅行費負担軽減補助金から支給されるため就学援助費から支給はありません。
- 就学援助費に認定された場合でも教材費等の学校徴収金が免除されるわけではありません。学校徴収金の詳細については、学校にお問い合わせください。

〈通帳コピー見本〉 ※以下のページをコピーしてください。

ゆうちょ銀行以外

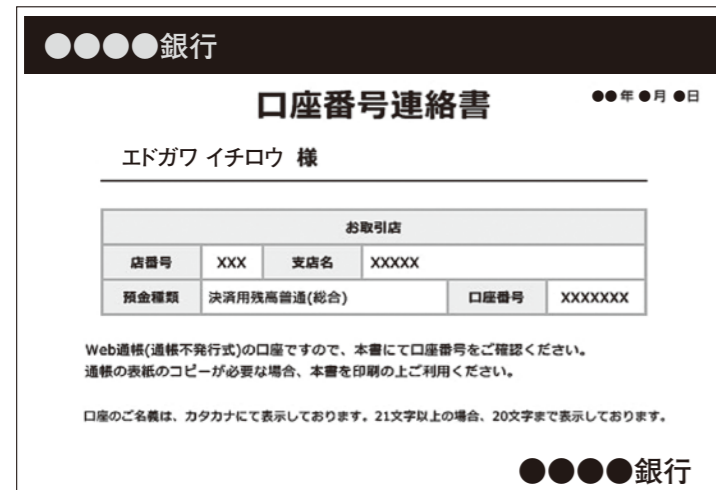


ゆうちょ銀行



この部分に記載が無い場合は、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口で印字してもらってください。

Web通帳(通帳不発行式)



〈記入例〉

お子様1人につき、それぞれ申請が必要です。

令和8年度
江戸川区教育委員会
学務課 学事係

学校名	江戸川区立 ○○○○○○ 学校 1年
児童生徒名	フリガナ 江戸川 太郎

学校名、学年、児童生徒氏名、フリガナを記入してください。

㊫就学援助費受給申請書・口座振込依頼書(兼認定台帳)

江戸川区長 殿
私は裏面、同意事項について承諾し、就学援助費の受給を申請します。

申請日 令和8年 4月 18日

申請者保護者
現住所 江戸川区 中央1-4-1
※現住所と異なる場合 令和8年1月1日の住所 令和8年1月2日以降に住所を異動された方は1月1日現在の住所を記入してください
氏名 江戸川 一郎 電話 〇〇〇〇(××××)〇〇〇〇

申請理由
該当する番号を○で囲んでください。
1 現在生活保護を受けている。(児童手当とは違います。) (開始年月日 年 月 日)
2 前年度又は本年度において生活保護の停止又は廃止を受けた。(廃止年月日 年 月 日)
③ 生活保護は受けていないが、経済的な理由で就学援助を必要としている。

人員	氏名	続柄	生年月日	年齢	学年	学校名	備考(区外の方の住所)
1	江戸川 一郎	父	×年 ×月 ×日	46			
2	江戸川 花子	母	×年 ×月 ×日	44			
3	江戸川 桃子	姉	×年 ×月 ×日	19	1	□□□大学	神戸市×××
4	江戸川 太郎	本人	平成25年 ×月 ×日	12	1	〇〇〇中学校	
5	江戸川 次郎	弟	×年 ×月 ×日	10	5	△△△小学校	
6			年 月 日				
7			年 月 日				
8			年 月 日				
9			年 月 日				
10			年 月 日				

下記口座に振り込んでください。 人員数 5人

金融機関名	支店名	預金種目	口座番号(右詰め)	口座名義人(カタカナ)
ゆうちょ 銀行 信用金庫 信用組合	〇一八 支店	普通	1 2 3 4 5 6 7	エドガワ イチロウ

【注意事項】口座は保護者名義とします。(児童生徒本人名義の口座は不可)
この口座振込依頼書に記入された情報は、就学援助費の口座振込以外の目的では使用しません。

記入日を書いてください。

日中連絡が取れる電話番号を記入してください。

該当する番号に○を付けてください。

令和8年4月1日現在の家族状況、年齢を書いてください。ただし、児童生徒本人からみて単身赴任の父母や、遠隔地扶養の兄弟姉妹がいる場合は記入してください。また、江戸川区外に住んでいる家族がいる場合は、別途必要書類がありますので下記を参照してください。

就学援助費の振込先口座を記入してください。振込口座は児童生徒本人の父または母の口座となります(児童生徒本人名義の口座は不可)。※必ず通帳のコピーを添付してください。

- 江戸川区以外に住民登録をしている人がいる場合は、次の書類を申請書の裏面にのり付けしてください。

令和8年度住民税課税・非課税証明書(令和8年4月1日現在、16歳以上の方全員分)
※令和7年中の所得金額、扶養情報等が記載されているもの。自治体により名称が異なります。
※6月中旬まで発行されませんので、発行され次第追加で提出してください。
住所・氏名・生年月日のわかる書類(住民票の写し、マイナンバーカードのコピー等)

- 令和8年1月2日以降に江戸川区に転入した人がいる場合は、次の書類を申請書の裏面にのり付けしてください。

令和8年度住民税課税・非課税証明書(令和8年4月1日現在、16歳以上の方全員分)
※令和7年中の所得金額、扶養情報等が記載されているもの。自治体により名称が異なります。
※6月中旬まで発行されませんので、発行され次第追加で提出してください。